

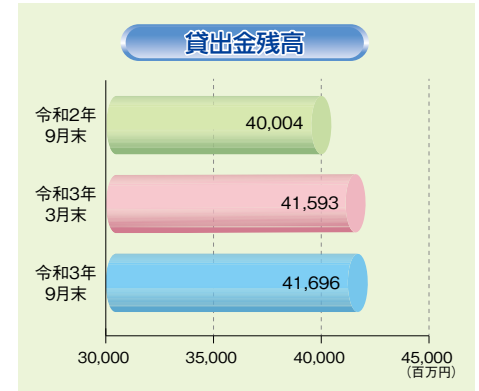
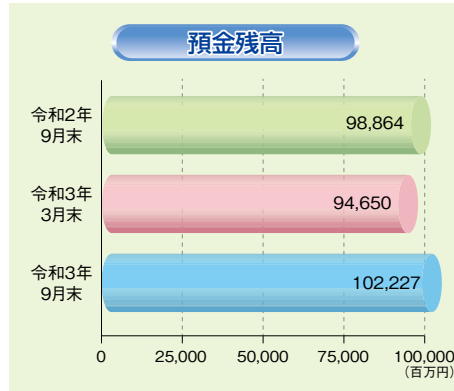
## 預金、貸出金の状況

(単位:百万円)

区 分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
預金残高(未残)	98,864	94,650	102,227
貸出金残高(未残)	40,004	41,593	41,696

預金積金は、個人預金、法人預金の増加により、令和3年9月末残高は前年同月比3,363百万円(3.40%)増加し、102,227百万円となりました。

貸出金は、事業者向け融資等の増加により、令和3年9月末残高は前年同月比1,692百万円(4.22%)増加し、41,696百万円となりました。



## 貸出金業種別内訳

一部の大口先や特定の業種に偏ることなく、中小企業や個人のお客様など、幅広く地域の皆様にご利用いただいております。

(単位:百万円)

	令和2年9月			令和3年3月			令和3年9月		
	先数	貸出残高	構成比	先数	貸出残高	構成比	先数	貸出残高	構成比
製 造 業	83	5,750	14.4%	86	5,826	14.0%	83	5,702	13.6%
農 業、林 業	11	119	0.3%	11	136	0.3%	12	163	0.3%
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2	24	0.0%	1	10	0.0%	1	8	0.0%
建 設 業	117	4,569	11.4%	117	4,861	11.7%	116	4,676	11.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	32	0.1%	2	30	0.1%	2	28	0.0%
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	17	903	2.3%	18	890	2.1%	20	1,178	2.8%
卸 売 業、小 売 業	132	4,990	12.5%	143	5,622	13.5%	142	5,566	13.3%
金 融 業、保 険 業	4	862	2.2%	4	853	2.1%	4	851	2.0%
不 動 産 業	60	4,794	12.0%	62	5,100	12.3%	62	5,363	12.8%
物 品 賃 貸 業	3	206	0.5%	3	179	0.4%	3	152	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	12	157	0.4%	13	158	0.4%	12	175	0.4%
宿 泊 業	14	2,487	6.2%	14	2,567	6.2%	14	2,740	6.5%
飲 食 業	72	1,351	3.4%	79	1,541	3.7%	82	1,549	3.7%
生活関連サービス、娯楽業	29	662	1.6%	31	642	1.6%	31	584	1.4%
教 育、学 習 支 援 業	5	17	0.0%	5	16	0.0%	6	270	0.6%
医 療、福 祉	21	1,816	4.5%	21	1,931	4.6%	23	1,944	4.6%
そ の 他 サ ー ビ ス	55	809	2.0%	62	929	2.2%	58	894	2.1%
小 計	639	29,555	73.8%	672	31,298	75.2%	671	31,850	76.3%
地 方 公 共 団 体	4	3,799	9.5%	3	3,518	8.5%	3	3,296	7.9%
個 人(住 宅・消 費 等)	2,586	6,649	16.6%	2,513	6,775	16.3%	2,420	6,548	15.7%
合 計	3,229	40,004	100.0%	3,188	41,593	100.0%	3,094	41,696	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 損益の状況

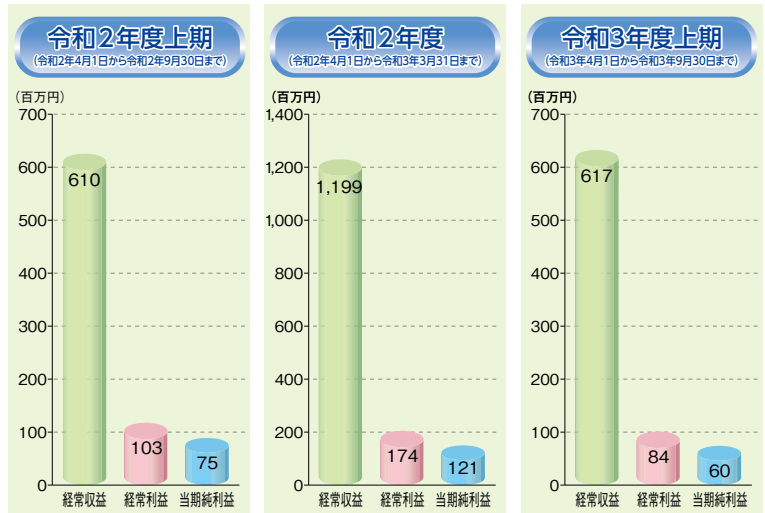
(単位:百万円)

区分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
経常収益	610	1,199	617
経常利益	103	174	84
当期純利益	75	121	60

(単位:百万円)

区分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
業務純益	111	205	100
実質業務純益	118	214	121
コア業務純益	117	208	74
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	45	117	74

資金運用収益の減少等により、業務純益は前年同月比10百万円(9.24%)減少し100百万円、当期純利益は前年同月比14百万円(19.55%)減少し60百万円となりました。



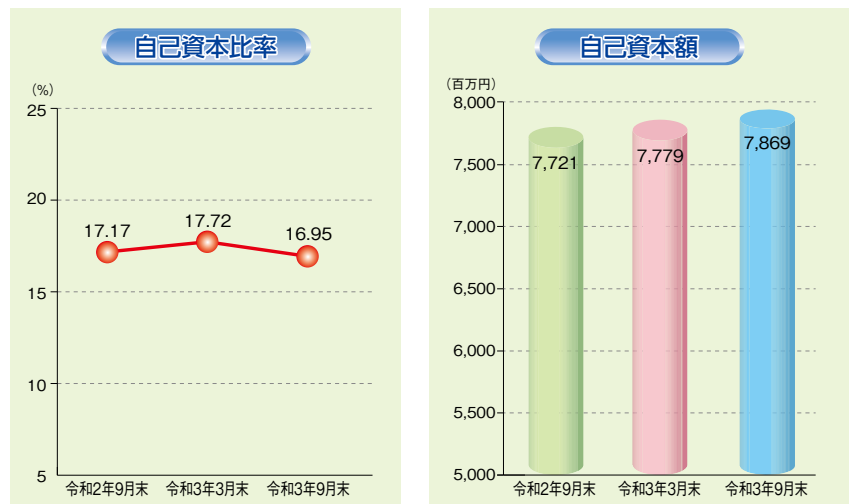
## 自己資本の状況

自己資本比率 **16.95%**

自己資本額 **78億69百万円**

自己資本は経営の基盤であり、自己資本が充実しているほど経営の安全性が高いとされております。金融機関の健全性及び安全度を示す自己資本比率の国内基準は4%以上であり、当金庫の自己資本比率は国内基準を大きく上回る16.95%であります。

なお、令和3年9月期は令和3年3月期に比較し、自己資本比率はリスク・アセットの増加により0.77ポイント低下しております。



### 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項目	令和2年9月期	経過措置による 不算入額	令和3年3月期	経過措置による 不算入額	令和3年9月期	経過措置による 不算入額
	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,662		7,701		7,762
うち、出資金及び資本剰余金の額	222		222		222	
うち、利益剰余金の額	7,440		7,486		7,540	
うち、外部流出予定額(△)	-		6		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		▲0		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	92		94		114	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	92		94		114	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,755		7,796		7,877	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	33		16		8	
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	7,721		7,779		7,869	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	44,972		43,899		46,409	
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.17%		17.72%		16.95%	

### 信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	令和2年9月末		令和3年3月末		令和3年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	42,906	1,716	41,788	1,671	44,297	1,771
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,066	82	2,111	84	2,111	84
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	44,972	1,798	43,899	1,755	46,409	1,856

## 有価証券の状況

安全性と流動性に十分配慮しつつ、安定的な収益確保のため、分散投資による効率的な運用を行っております。

### 満期保有目的の債券

該当ありません。

### その他有価証券

(単位：百万円)

		令和3年3月期			令和3年9月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	666	560	105	743	628	114
	債 券	10,579	10,282	297	10,514	10,166	347
	国 債	876	829	47	942	900	41
	地 方 債	2,512	2,389	122	2,410	2,277	133
	社 債	7,190	7,063	127	7,161	6,989	171
	そ の 他	3,379	3,078	301	4,128	3,815	313
	小 計	14,625	13,921	704	15,386	14,610	775
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	15	16	△0	95	111	△16
	債 券	11,496	11,638	△142	4,687	4,731	△44
	国 債	8,446	8,560	△114	3,383	3,417	△33
	地 方 債	596	604	△7	195	200	△4
	社 債	2,453	2,474	△21	1,107	1,114	△6
	そ の 他	919	960	△40	616	671	△55
	小 計	12,431	12,615	△183	5,398	5,514	△116
合 計		27,057	26,536	521	20,785	20,125	659

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

		令和3年3月期	令和3年9月期
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	子 会 社 株 式	10	10
その他有価証券	非 上 場 株 式	25	25

## 不良債権の状況

令和3年9月期における金融再生法上の不良債権の合計額は、1,290百万円で、総与信に占める割合は、3.06% (令和3年3月期2.93%) であります。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### 金融再生法に基づく開示債権の状況

